

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公表番号】特表2007-533620(P2007-533620A)

【公表日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-045

【出願番号】特願2006-526538(P2006-526538)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/34 (2006.01)

A 6 1 K 8/36 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 Q 5/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/34

A 6 1 K 8/36

A 6 1 K 8/06

A 6 1 Q 5/06

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月27日(2007.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

i ) a ) 陽イオン性界面活性剤と、 b ) 35 より高い融点を有する脂肪アルコール及び / 又は 40 より高い融点を有する脂肪酸とを含む水性ラメラ相および；

i i ) 何れかの单一の非揮発性軟化剤の粘度又は非揮発性軟化剤の混合物の粘度が、 25 及び 5 s<sup>-1</sup> において、 1000 mPa . s 未満である、一又は複数の非揮発性液体軟化剤の 20 重量 % 以上、

を含み、

前記非揮発性軟化剤が、 c ) トリグリセリド、脂肪酸エステル、鉱物油及びそれらの混合物からなる群から選択される親油性軟化剤又は d ) 250 g / mol から 700 g / mol の分子量を有するポリエチレングリコール若しくは 350 g / mol から 2000 g / mol の分子量を有するポリプロピレングリコールからなる群から選択される親水性軟化剤から選択される、ヘアスタイリングクリーム。

【請求項2】

何れかの单一の軟化剤の粘度又は軟化剤の混合物 i i ) の粘度が、 25 及び 5 s<sup>-1</sup> において、 50 mPa . s 未満である、請求項1に記載のヘアクリーム。

【請求項3】

軟化剤 i i ) のレベルが総組成物の 30 重量 % から 50 重量 % である、請求項1から2の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項4】

相 i ) 内の陽イオン性界面活性剤のレベルが総組成物の 0.2 重量 % から 5 重量 % である、請求項1から3の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項5】

陽イオン性界面活性剤が、塩化セトリモニウム、塩化ベヘニルトリメチルアンモニウム

、ジ硬化牛脂ジメチルアンモニウムクロリド、塩化ジステアリルジメチルアンモニウム、塩化N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)メチルオクタデセニルアンモニウム又はこれらの混合物からなる群から選択される、請求項1から4の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項6】

ラメラ相i)内の脂肪酸アルコール及び/又は脂肪酸(b)のレベルが総組成物の0.3重量%から10重量%である、請求項1から5の何れかに記載のヘアクリーム組成物。

【請求項7】

ラメラ相i)内の成分bが、セチルアルコール、ステアリルアルコール、ベヘニルアルコール又はこれらの混合物からなる群から選択される脂肪アルコールである、請求項1から6の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項8】

水相濃縮剤をさらに含む、請求項1から7の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項9】

水相濃縮剤がヒドロキシエチルセルロース又はセチルヒドロキシエチルセルロースである、請求項11に記載のヘアクリーム。

【請求項10】

非イオン性スタイリングポリマーをさらに含む、請求項1から9の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項11】

最終クリームの粘度が、 $5\text{ s}^{-1}$ 及び25において、30,000ないし150,000mPa·sである、請求項1から10の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項12】

リープオン製品である、請求項1から11の何れかに記載のヘアクリーム。

【請求項13】

請求項1から12の何れかに記載の組成物を毛髪に塗布する工程を含む、毛髪を処理する方法。

【請求項14】

整髪するための、請求項1から11の何れかに記載の毛髪組成物の使用。